

伊東市立八幡野保育園指定管理者募集要項

目 次

第1	趣旨	1
第2	事業内容に関する事項	
1	指定管理者を募集する保育園	1
2	事業の適正な実施に関する事項	2
3	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	4
第3	指定管理者の募集（申請）及び選定に関する事項	
1	指定管理者選定スケジュール	4
2	応募者の参加資格要件	4
3	応募予定法人への現地説明会	5
4	申請の手続について	5
5	指定管理者の選定	7
6	指定管理者の指定	8
第4	問い合わせ先	8

別紙

- ・ 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- ・ 伊東市立八幡野保育園に関する事業計画書（第2号様式）
- ・ 伊東市立八幡野保育園の管理に関する業務の収支予算書（第3号様式）
- ・ 伊東市立八幡野保育園の保育計画書（第4号様式）
- ・ 保育の基本理念（第5号様式）
- ・ 開設運営施設の実績書（第6号様式）

令和7年7月

伊 東 市

第1 趣旨

伊東市は、保育需要の増加に対応するため、平成14年4月1日に伊東市で最初の公設民営の保育所として伊東市立八幡野保育園を建設し、社会福祉法人厚生保育会に管理運営業務を委託して保育を行っております。

伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年伊東市条例第34号。以下「条例」という。）、伊東市立保育所条例（昭和34年伊東市条例第421号。以下「保育所条例」という。）並びに伊東市保育所条例施行規則（昭和34年伊東市規則第222号。以下「保育所規則」という。）に基づき、市立八幡野保育園の指定管理者を次のとおり募集します。

第2 事業内容に関する事項

1 指定管理者を募集する保育園

(1) 施設の概要

- ア 施設の名称 伊東市立八幡野保育園
- イ 所在地 伊東市八幡野1189番地の170
- ウ 開設年月日 平成14年4月1日
- エ 定員 80人
- オ 施設の規模等
 - ・敷地面積：1,488.83 m²
 - ・延床面積：699.08 m²
 - ・構造：木造平屋建て
ほふく室 19.87 m²、保育室6室 257.54 m²、遊戯室 114.30 m²、
厨房 36.31 m²、子育て支援センター室 83.61 m²、
職員室・倉庫・便所 187.45 m²
 - ・附帯施設：水道 市水道
ガス プロパンガス
浄化槽 単独浄化槽設備

(2) 指定管理者が行う業務

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に規定する保育所の運営に関すること。
- イ 八幡野保育園施設の維持管理に関すること。
- ウ 別添「伊東市立八幡野保育園の指定管理に関する仕様書」に掲げる業務に関すること。

(3) 保育の内容

- ア 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。
- イ 通常保育、特別保育（休日保育、延長保育、一時預り）を行うこと。

ウ 地域子育て支援拠点事業を行うこと。

(4) 指定の期間

指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

(5) 事業の計画

ア 現行の伊東市立八幡野保育園の内容を参考にして、策定すること。

イ 人員配置計画を策定すること。(国基準を上回る人員を確保すること。)

ウ 毎年3月末までに翌年度の事業計画・事業予算人員配置計画を策定し、提出すること。

(6) 施設、備品の管理

ア 八幡野保育園で現在使用している市の備品は、無償で貸与する。

イ 施設、設備等の修繕については、第2-2-(5)「リスク分担」による。

(7) 管理に係る費用

ア 指定管理者には、国が定める公定価格に基づき、毎月の入所児童数に応じた額を支払う。

イ 指定管理者には、実施する子ども・子育て支援交付金対象事業及び子育て支援事業並びに国・県が実施する保育に必要な事業に応じて、国・県が定めた基準額を予算の範囲内で支払う。

ウ 指定管理者には、伊東市民営（許可）保育所保育充実事業（委託）基準に定める額を予算の範囲内で支払う。

エ 保育所条例第9条に基づく保育料の徴収については、伊東市長が行う。

オ 特別保育（休日保育、延長保育、一時預り）を行った場合には、特別保育料として保育所条例9条第3項の規定に基づく額を指定管理者の収入とする。

カ 保育所の給食に係る費用は、給食費として保育所条例9条第3項の規定に基づく額を指定管理者の収入とする。

キ 指定の期間中の各年度の支払額を予定するため、八幡野保育園の管理に関する業務の収支予算書を以下のとおり作成すること。

- ・ 収支予算書は、指定の期間全体の収支予算書と、令和8年度から令和10年度までの毎年度の収支予算書を作成すること。
- ・ 指定管理料は、令和8年度から令和10年度まで、年額156,480千円を上限として作成すること。(ただし、額を約束したものではない。)
- ・ 指定の期間中、特別な事情により生じた第2-1-(2)「指定管理者が行う業務」に示す業務に係る管理経費以外の経費については、別途協議することとし、収支予算書に含めないこと。

(8) 運営引継ぎ共同保育期間

別途、市が作成する運営引継ぎ計画で定める。

2 事業の適正な実施に関する事項

(1) 業務の委託

ア 伊東市立八幡野保育園の指定管理に関する仕様書を遵守すること。

イ 指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 法令の遵守

ア 施設の設置目的を踏まえ、関係法令及び条例の規定を遵守すること。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、伊東市立保育所条例（昭和34年伊東市条例第421号）、伊東市立保育所条例施行規則（昭和34年伊東市規則222号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び伊東市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年伊東市規則第11号）

(3) 利用者の安全対策の徹底

指定管理者は、利用者の安全確保に努めること。

(4) 事業の報告等

ア 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度業務終了後60日以内に管理業務に関する以下に掲げる事項を記載した事業報告書を提出する。

(ア) 当該年度の事業の状況

(イ) 当該年度における収支決算書

(ウ) 当該年度末における財産目録

(エ) 当該年度末における職員名簿及び当該年度における職員の異動状況報告書

(オ) その他市長が特に必要と認める事項

イ 業務報告の聴取等

(ア) 施設及び保育の適正な管理運営を期するため、管理運営の状況に関し、定期（1か月に一度）又は必要に応じて臨時に、報告を求め、実地調査又は必要な指示を行う。

(イ) 業務報告の聴取等の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られないときは、業務の停止、指定の取消しの措置を行うことがある。

(5) リスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、次のとおりとする。

ただし、次に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と協議の上、リスク分担を決定する。

項目	内容	市	指定管理者
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷		○
	経年劣化等による施設・設備等の損傷等		○
	経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者等へ	市の責めに帰すべき事由によるとき	○	

の損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	上記以外の事由によるとき	協議	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費用		○
災害復旧に係る費用	災害により損失した施設・設備の復旧費用	○	
第三者行為による損失	第三者行為により損失した施設・設備の修繕等		○
管理運営の中止・中断	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	上記以外の事由によるとき	協議	
法令等の変更	管理運営に影響を与える法令等の変更	協議	

3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項

伊東市と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

ア 伊東市は、指定管理者の指定を取り消す。

イ 伊東市及び利用者に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

ウ 指定管理者は、次の管理者が円滑に伊東市立八幡野保育園の管理運営業務を遂行できるよう施設又は設備を速やかに原状に回復するとともに、園児の保育の引継ぎに万全を期すること。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になったときは、事業継続の可否について協議するものとする。

第3 指定管理者の募集（申請）及び選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール

令和7年8月1日～8月29日	募集期間
令和7年9月下旬	選定委員会（応募者プレゼンテーション）
令和7年10月	選定結果の通知
令和7年12月	議会の議決
令和8年1月	指定管理者の指定（通知・告示）
令和8年4月1日	業務開始

2 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の資格等

応募資格は、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、認可保育所を現に運営する社会福祉法人とする。

(2) 欠格事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により伊東市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は法第180条の5第6項の規定に抵触する者

エ 市税を滞納している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団やその構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が代表者や役員である団体

カ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

3 応募予定法人への現地説明会

(1) 日 時 令和7年7月下旬

(2) 会 場 伊東市立八幡野保育園

(3) 参 加 者 1応募団体につき2人程度とする。

(4) 申込み方法 現地説明会への参加を希望する法人は、7月25日（金）までに問い合わせ先へ電話で連絡をしてください。詳しい日程につきましては、調整後お知らせします。

4 申請の手続について

(1) 受付期間

令和7年8月1日（金）～8月29日（金）（土、日、祝日は除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

伊東市大原二丁目 1 番 1 号

伊東市教育部幼児教育課（郵送不可）

(4) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）

イ 伊東市立八幡野保育園に関する事業計画書（第 2 号様式）

※様式の要件を満たす書類であれば、様式に代えることは可

ウ 伊東市立八幡野保育園の管理に関する業務の収支予算書（第 3 号様式）

※令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間分

※様式の要件を満たす書類であれば、様式に代えることは可

エ 申込資格を有していることを証する書類

（ア）社会福祉法人設立認可証（要原本証明）

（イ）登記簿謄本及び定款の写し（要原本証明）

（ウ）法人諸規則・規程（就業規則、給与規則、経理規則等）

オ 経営状況を証明する書類（以下全て要原本証明）

（ア）令和 6 年度財産目録

（イ）令和 6 年度資金収支計算書

（ウ）令和 6 年度事業活動計算書

（エ）令和 6 年度貸借対照表

（オ）令和 7 年度事業計画書及び収支予算書

（カ）理事長経歴書、役員名簿（評議員が設置されている場合は、評議員を含む。）

カ 令和 6 年度分の市税納税証明書（納税義務がある場合）

キ その他市長が特に必要と認める書類

（ア）伊東市立八幡野保育園の保育計画書（第 4 号様式）

※様式の要件を満たす書類であれば、様式に代えることは可

※応募法人が、現在運営している認可保育園の保育課程及び年間指導計画（全年齢）の写しを添付すること。

（イ）保育の基本理念（第 5 号様式）

※様式の要件を満たす書類であれば、様式に代えることは可

（ウ）施設長予定者経歴書、配置予定職員名簿

※未定の場合は、確保方法・スケジュールを明示すること。

（エ）開設運営施設の実績書（第 6 号様式）

※様式の要件を満たす書類であれば、様式に代えることは可

（オ）直近 5 年間の社会福祉法人指導監査結果（写しを要原本証明）

（カ）直近 3 年間の社会福祉施設指導監査結果（写しを要原本証明）

（キ）第三者評価を実施している場合はその結果票

(5) 提出部数

正本 1 部及び副本 18 部

・提出書類は、A4 サイズとし、1 部ずつファイルに綴じること。

- ・提出書類ごとにインデックス又は付せんを貼付すること。

(6) その他

- ア 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- イ 伊東市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めるものとする。
- ウ 指定管理者の候補者の選定後、本要項等関係書類の不知及び不明を理由として異議の申し立てはできない。

5 指定管理者の選定

(1) 資格審査

募集締切り後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかについて申請書類等により資格審査を行う。審査項目については、以下のとおりとする。

- ア 応募者の資格について（欠格事項の有無についても含む。）
- イ 事業計画について、市が求める管理運営に対して達しているか。
- ウ 管理に関する収支のうち、収入については、国の基準額等に基づき適切に算定されているか。また、支出については、社会福祉法人会計基準に基づいた適切な支出がなされているか。

(2) 選定委員会による審査

- ア 伊東市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱（平成16年伊東市告示第143号）の規定に基づき、伊東市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査する。
- イ 審査は、条例第4条に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、審査項目に基づき採点し、最も高い得点を得た団体を指定管理者の候補者として選定する。

(3) 選定の基準及び審査項目

- ア 利用者の平等な利用の確保及び保育サービスの向上が図られるものであること。
 - （ア）利用者の平等な利用の確保
 - （イ）利用者に対する保育サービスの向上
- イ 伊東市立八幡野保育園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - （ア）施設の効用の最大限発揮
 - （イ）管理経費の縮減
- ウ 伊東市立八幡野保育園の管理を安定して行う物的及び人員配置を行い、又は確保する見込みがあること。
 - （ア）施設の適切な維持管理
 - （イ）施設の適切な運営
- エ 申請団体の経営状況が健全であるとともに安定した内容となっていること。
 - （ア）経営の健全性
 - （イ）経営の安定性

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

応募法人が多数の場合、選定委員会の審査に当たって実施する保育内容等について

説明するとともに、求められた情報を提供し、質疑を受けるものとする。

具体的な日程については、別途通知によることとする。

(5) 指定管理者の選定

選定委員会からの審査結果の報告を受け、市長が指定管理者の選定を行う。その後、詳細について協議を開始する。

(6) 選定結果の公表

審査結果は、令和7年10月末日までに応募した者に通知する。また、審査の結果は、伊東市ホームページ等に公表する。

6 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定手続

条例第6条に基づき伊東市議会の議決を経た後、市長が指定する。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しない。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、指定管理者の候補者が施設の運営事業に関して支出した費用等については、一切補償しない。

(2) 指定日

令和7年12月に開催が予定される伊東市議会12月定例会の議決を経て指定する。

(3) 協定の締結

市と指定管理者との協議に基づき協定を締結する。協定は、以下の項目について定める。

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画に関する事項

ウ 施設の管理運営業務により生じる収入に関する事項

エ 事業報告及び業務報告に関する事項

オ 市が支払うべき管理費用に関する事項

カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

ク その他市長が別に定める事項

第4 問い合わせ先

伊東市教育部幼児教育課 担当 千坂

伊東市大原二丁目1番1号

電話 0557-32-1951

ファックス 0557-37-8117

電子メール youji@city.ito.shizuoka.jp